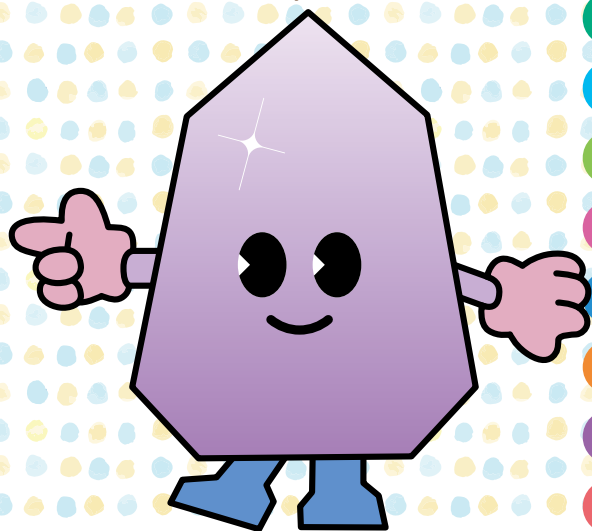


# 石川町 子育てガイドブック すくサポ

妊娠・出産・  
子育てを  
応援します！



- 1 親子でおでかけ～子育て関連施設～
- 2 子育てカレンダー
- 3 子育ての相談窓口
- 4 妊娠・出産
- 5 赤ちゃん誕生
- 6 お子さんの健康管理
- 7 お父さん・お母さんの健康管理
- 8 保育所(園)・幼稚園・児童館
- 9 小学校・中学校
- 10 障がいや発達に心配のあるお子さんへの支援
- 11 ひとり親家庭への支援
- 12 おじいちゃん・おばあちゃんの子育て



## はじめに

石川町では、平成30年度より子育て世代包括支援センター「すくサポ」を設置し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行っています。保健師・栄養士等が様々な不安や悩みのご相談に応じ、各関係機関と連携し、子育てに関する情報提供・サポートをします。

石川町子育てガイドブック「すくサポ」は、妊娠・出産・子育て期にわたるまでの様々な事業、サービスを掲載しました。ぜひご活用ください。



## INDEX

<b>1</b> 親子でおでかけ～子育て関連施設～	2
<b>2</b> 子育てカレンダー	4
<b>3</b> 子育ての相談窓口	6
<b>4</b> 妊娠・出産	8
<b>5</b> 赤ちゃん誕生	12
<b>6</b> お子さんの健康管理	16
(1) 健康診査・教室・相談会	16
(2) 予防接種	18
(3) 歯の健康	20
(4) 子どもの救急	23
(5) 医療機関	26
<b>7</b> お父さん・お母さんの健康管理	28
<b>8</b> 保育所(園)・幼稚園・児童館	30
<b>9</b> 小学校・中学校	34
<b>10</b> 障がいや発達に心配のあるお子さんへの支援	38
<b>11</b> ひとり親家庭への支援	43
<b>12</b> おじいちゃん・おばあちゃんの孫育て	46



# 親子でお出かけ

## 子育て関連施設

親子でお出かけ／子育て関連施設

### 1 石川町文教福祉複合施設「モトガッコ」



まちの中心部に近い立地にある旧石川小学校校舎が公民館・図書館・子育て支援機能を含む複合施設になりました。施設内は読み聞かせ室も備えた図書館、オープンスペース、ママと子どもで集まれる赤ちゃん広場・屋内遊び場のほか、小学生が利用できる放課後児童クラブがあります。屋外のアスレチック遊具でも遊ぶことができます。

交流施設

🏠 字関根165

☎ 0247-26-2566

### 2 石川町総合運動公園(クリスタルパーク石川)



JR磐城石川駅西側に位置する「クリスタルパーク石川」は、充実したスポーツ施設です。水晶をイメージした総合体育館をはじめ、ゲートボール・ソフトボールなど使い方もいろいろな多目的広場や、ユニークなオブジェと芝生の公園、またクリスタル広場など並物の町らしいモチーフがあちらこちらに散りばめられています。

公園

🏠 字渡里沢296-8

☎ 0247-26-8038

### 3 あさひ公園



まちの中心部を流れる北須川と今出川の合流地点に、公園として整備されています。春は桜の名所として知られ、多くの人でにぎわいます。夜間はライトアップされ、夜桜も楽しめます。

公園

🏠 字南町地内 ☎ 0247-26-2111 (石川町役場)

### 4 石川町温水プール



3歳以上の幼児が利用できます。  
(小学2年生以下の児童は、保護者の付き添いが必要です。)

プール

🏠 大字双里宇川向2-2 ☎ 0247-26-5884

### 5 母畑レークサイドセンター



自然林に囲まれた母畑湖の湖畔に位置する「母畑レークサイドセンター」は全天候型テニスコート・アイススケート場(冬季のみ)・体育館などのスポーツ施設を完備したスポーツレクリエーション施設。豊かな自然林の中には遊歩道やオートキャンプ場などもあります。

運動施設

🏠 大字母畑宇梅木入71-8 ☎ 0247-26-3986

### 6 石川町保健センター (子育て世代包括支援センター「すくサポ」)



保健センターでは、乳幼児健診・教室等の母子保健事業、予防接種事業等を実施しています。また、妊娠・出産・子育てに関するさまざまな悩みのご相談に応じ、関係機関と連携しながら子育ての情報提供、サポートを行います。お気軽にご相談ください。

🏠 字渡里沢37-5

☎ 0247-26-8416





**A** 石川町役場  
 字長久保185-4 ☎ 0247-26-2111

**B** 石川町立第一保育所  
 字古館143-1 ☎ 0247-26-2320

**C** 石川町立第二保育所  
 字松木下62-1 ☎ 0247-26-1387

**D** 石川町立野木沢保育所  
 大字曲木字燈籠場7 ☎ 0247-26-1622

**E** 石川町立沢田児童館  
 大字沢井字上ノ原32 ☎ 0247-26-0697

**F** 認定こども園  
 石川文化幼稚園・クローバー保育園  
 字当町67-2 ☎ 0247-26-2061

**G** やどかり保育園  
 大字形見字尾巻188-1 ☎ 0247-26-2606

**H** 石川町立石川小学校  
 大字双里字川向2-1 ☎ 0247-26-3335

**I** 石川町立野木沢小学校  
 大字曲木字燈籠場5 ☎ 0247-26-1624

**J** 石川町立沢田小学校  
 大字沢井字上ノ原75 ☎ 0247-26-2257

**K** 石川町立石川中学校  
 大字双里字川向165 ☎ 0247-26-2315

**L** 学校法人石川義塾中学校  
 字大室502 ☎ 0247-26-5151

**M** 福島県立石川支援学校  
 字猫啼360-3 ☎ 0247-26-5544



# 子育てカレンダー

子育てカレンダー

月 齢	妊娠期			乳児期							
	妊 娠	0 か 月	1 か 月	2 か 月	3 か 月	4 か 月	5 か 月	6 か 月	7 か 月	8 か 月	
健康診査・教室・ 相談会各種事業等	◆----- 妊婦健康診査					♥ 3~4か月児健康診査			♥ 6~7か月児教室		
◆----- 個別健診 ♥ 乳幼児健診・ 教室 ■ 訪問・相談会 等 ■ 予防接種	妊婦訪問	赤ちゃん訪問		子育て相談会							
		産後ケア事業			予防接種						
	子育て世代包括支援センター「すくサポ」健康相談（電話・来所・訪問）										
子育て支援・手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 母子健康手帳交付</li> <li>● 父子健康手帳交付</li> <li>● 特定不妊治療費助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出産育児一時金</li> <li>● 出生届(生まれた日を含め14日以内)</li> <li>● 新生儿誕生祝金</li> <li>● 児童手当[0歳~中学校修了まで]</li> <li>● こども医療費助成[0~18歳]</li> <li>● 子育て応援パスポート(ファミたんカード)[0~18歳]</li> <li>● 未熟児養育医療給付[0歳~1歳未満]</li> </ul>							<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在宅育児支援金[0~3歳]</li> <li>● 保育所(園)</li> </ul>		
	● 子育てアプリ「すくサポ」										

			幼児期										学童期
9か月	10か月	11か月	1歳0か月	1歳1か月	1歳3か月	1歳6か月	1歳9か月	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳以上
			♡ 1歳児教室					♡ 2歳児教室					
						♡ 1歳6か月児健康診査			♡ 3歳児健康診査				
						◆ ----- ♡ フッ化物歯面塗布事業				♡ フッ化物洗口事業			
						子どもすすく相談会・ことばの教室							



- 幼稚園・児童館
- 保育料軽減
- 放課後 児童クラブ
- 給食費補助
- 就学援助



# 子育ての相談窓口

日々の生活の中で、不安なことや心配なことがあったら、相談してみましょう。

内 容	相談機関
妊娠・出産・育児全般	子育て世代包括支援センター 「すくサポ」
乳幼児健康診査・予防接種・ 発育発達・栄養について	保健センター
保護者の健康	保健センター
児童手当・児童扶養手当	保健福祉課児童福祉係
保育所・幼稚園に関すること	保健福祉課児童福祉係 ※各施設でも受付けています → <a href="#">一覧 P30</a>
こども医療費・ひとり親家庭 医療費の助成	町民生活課国保年金係
小中学校に関すること	教育委員会
障がいのあるお子さんの福祉 サービス	保健福祉課社会福祉係
18歳未満のお子さんに関する こと	福島県県中児童相談所
	石川福祉相談コーナー
ひとり親家庭（母子・父子） 女性相談（DV・家庭問題）	福島県県中保健福祉事務所
	石川福祉相談コーナー
	女性のための相談支援センター
児童虐待	福島県県中児童相談所
	児童相談所全国共通ダイヤル





連絡先	時間
0247-26-8416	平日 8時30分～17時15分
0247-26-8416	平日 8時30分～17時15分
0247-26-8416	平日 8時30分～17時15分
0247-26-0811	平日 8時30分～17時15分
0247-26-0811	平日 8時30分～17時15分
0247-26-9121	平日 8時30分～17時15分
0247-26-9135	平日 8時30分～17時15分
0247-26-9123	平日 8時30分～17時15分
024-935-0611	平日 8時30分～17時15分
0247-26-2123	
0248-75-7809	平日 9時～17時
0247-26-2123	
024-522-1010	9時～21時（祝祭日、年末年始を除く）
024-935-0611	平日 8時30分～17時15分
189（いちはやく）	24時間対応



# 妊娠・出産

問 保健センター  
Tel 0247-26-8416

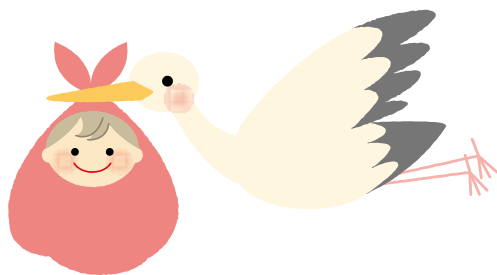
## ♡ 妊娠したら



### 妊娠の届出、母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに妊娠の届出をしましょう。母子健康手帳、父子健康手帳、妊産婦健康診査受診票、新生児聴覚検査受検票を交付します。

すべての妊婦さんと面接を行い、ひとりひとりの状況に応じて、妊娠中から訪問や電話連絡による継続的なサポート、情報提供を行います。



### 妊産婦健康診査



妊婦さん、赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するために行うものです。すこやかな妊娠・出産のために必ず受けましょう。町では、妊婦健康診査15回分及び産後1か月健康診査1回分の費用を助成しています。

里帰り等で、県外の医療機関で妊産婦健康診査を受ける場合は、事前にご相談ください。



## 妊婦訪問

保健師・看護師等が訪問し、出産や子育てに向けての準備や手続きについて情報提供し、様々な相談に応じます。また、訪問の際に、元気な赤ちゃんの誕生と健やかな成長を願い、おむつ等の育児用品をお渡しします。



## 健康相談（電話・来所・訪問）

保健師、栄養士等が相談に応じます。妊娠・出産・子育てに関することについて、不安や悩みのある方はご相談ください。



## 特定不妊治療費助成

※平成31年4月～

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）及び男性不妊治療（手術）を行うご夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。



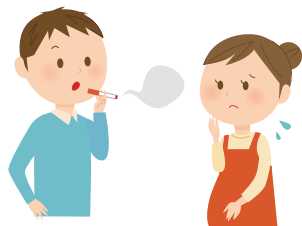
## 出産育児一時金

出産に要する経済的負担を軽減するために、加入している医療保険から42万円（産科医療補償制度に加入しない出産の場合は40万4千円）が支払われます。出産費用に出産育児一時金を充てることができるよう、原則として加入している医療保険から直接医療機関に支払われます。出産される医療機関で申請が必要となります。

# ! こんなことに気をつけましょう

## たばことアルコール

たばことアルコールは、どちらも赤ちゃんに悪影響を与えます。妊娠、授乳中は禁煙・禁酒しましょう。ご家族も、妊婦さん、赤ちゃんのそばでの喫煙は控えましょう。

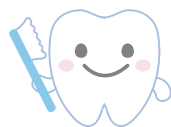


## 食 事

妊娠中の体重増加は自然なことであり、とても重要なことです。妊婦さんと赤ちゃんにとって望ましい体重増加となるよう、1日3食、バランスのよい食事が大切です。

## 歯の健康

妊娠中はホルモンバランスの変化等により、むし歯や歯周病が起こりやすくなります。歯周病は早産等の原因になることもありますので注意しましょう。



## メンタルヘルス

妊娠・出産を通じて心と身体にさまざまな変化が訪れます。悩みや不安はひとりで抱え込まず、周りの人に上手に協力してもらいましょう。



# ♡ お父さんの子育て

## 🐣 父子健康手帳の交付

ご夫婦2人で赤ちゃんを迎えるために、母子健康手帳の交付とあわせて、父子健康手帳の交付をしています。お父さんへ向けた育児情報が記載されています。

## 🐣 お父さんになる準備

妊娠期間は、お父さんになるための準備期間でもあります。ご夫婦で妊娠中や産後のこと、赤ちゃんとの生活のこと、そしてご家族の将来について話し合ってください。

- 女性の体調や心の変化に気を配り、よく話を聞きましょう。
- 積極的に家事に協力しましょう。産後の家事の分担についても相談しましょう。
- 病院等で開かれる両親学級などに積極的に参加しましょう。





# 赤ちゃん誕生



## 赤ちゃんが生まれたら



### 出生届(戸籍の届出)

問 町民生活課町民係 TEL0247-26-9120

赤ちゃんが生まれたら、生まれた日から**14日以内**に届け出てください。

- 持参するもの：出生届（出生証明書）、母子健康手帳、印鑑、保護者の健康保険証



### 低体重児出生届

問 保健センター TEL0247-26-8416

生まれた赤ちゃんの**出生時の体重が2,500g未満**の場合は、届け出てください。必要に応じ、電話相談や家庭訪問を行い、赤ちゃんの発育や育児について、保健師が相談に応じます。

- 持参するもの：低体重児出生届、母子健康手帳



### 未熟児養育医療の給付

問 保健センター TEL0247-26-8416

**出生時の体重が2,000g以下等の未熟児**で、医師により入院治療が必要と認められた場合、その治療に要する医療費の一部を助成します。必要書類等は保健センターまでお問い合わせください。



## 新生児聴覚検査

問 保健センター TEL0247-26-8416

聴覚障がいを早期に発見し、早い段階で適切な療育を受けられるよう、新生児を対象に耳のきこえの検査を行います。受検票を医療機関に提出することで、その費用を助成します。



## 赤ちゃん訪問

問 保健センター TEL0247-26-8416

生後1～3か月頃までの赤ちゃんのいる自宅へ保健師が訪問し、乳幼児健診や予防接種のご案内と赤ちゃんの発育や発達についての相談に応じます。



## 産後ケア事業

問 保健センター TEL0247-26-8416

産後6か月までのお母さんと赤ちゃんのために、産後の心身ともに不安定になりやすい一定期間、助産所等において宿泊や日帰りによる母子のケアや育児のサポートを行います。利用を希望される方は、事前に申請が必要となります。



## 新生児誕生祝金

問 保健福祉課児童福祉係 TEL0247-26-0811

出生を祝福し、出生児の健やかな成長を願い、御祝金を送ります。  
第1子～第3子：5万円、第4子：10万円、第5子以降：20万円  
※ただし、支給要件があります。



## 児童手当

問 保健福祉課児童福祉係 TEL0247-26-0811

中学校修了（15歳に達する日以降の最初の3月31日）までの児童を養育している人に支給されます。認定請求の手続きをしてください。

- 手当月額
  - ・ 0～3歳未満 月額15,000円（一律）
  - ・ 3歳～小学校修了前 第1子、第2子 月額10,000円  
第3子以降 月額15,000円
  - ・ 中学生 月額10,000円（一律）
  - ・ 特例給付（所得制限限度額を超える方）  
月額5,000円（一律）
- 支払月 6月、10月、2月
  - ※ 8日が支給日となります。（土日祝日の場合は、その前日）
  - ※ 支給日の前月分までを支払います。
- 手続きに必要なもの 印鑑、健康保険証、普通預金通帳、個人番号（マイナンバー※受給者及び配偶者のもの）がわかるもの



## 子ども医療費助成

問 町民生活課国保年金係 TEL0247-26-9121

町内に住所のある0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子どもが対象で、保険診療分の一部負担金、入院時の食事代を助成します。医療機関、自己負担金額により助成の方法は異なります。助成を受けるためには、受給資格の登録が必要となりますので、登録申請を行ってください。



## 福島県子育て応援パスポート（ファミたんカード）

問 保健福祉課児童福祉係 TEL0247-26-0811

福島県では、事業者と協力して社会全体で子育て家庭を応援する「子育て応援パスポート事業」を実施しています。カードを協賛店で提示すると、様々な特典を受けることができます。





## 在宅育児支援金

※平成31年4月～

☎ 保健福祉課児童福祉係 TEL0247-26-0811

在宅で育児を行う保護者に対し、子育て家庭の経済的負担を軽減するとともに、子どもを安心して家庭で生み育てる環境づくりのため支援金を給付します。

1. 支援金の額 月額1万円
2. 対象者 町内に住所を有する **0歳～3歳に達する日以降の3月31日までの**子どもで、保育所、幼稚園、児童館などの保育施設等を利用せず、在宅で育児を行っている者。

※その他 支給要件があります。

赤ちゃん誕生



## 子育てアプリ「すくサポ」

※平成31年4月～

☎ 保健福祉課児童福祉係 TEL0247-26-0811

お子さんの予防接種や成長記録、育児情報の提供など、妊娠から出産・育児までを町がサポートする子育て支援アプリです。



### 産後のメンタルヘルス

妊娠中はおなかの中で成長する赤ちゃんを守り、出産に適応するために、出産後は赤ちゃんを元気に育てるために、女性の体はいろいろな変化を経験します。さらに、生活リズム等の環境も大きく変化するので、体と環境の影響を受けて心も揺れやすくなります。産後は赤ちゃん中心の生活になりますが、お母さん自身の心や体のことも十分気にかけることが大切です。ひとりで抱え込まないで、周りに上手に頼りましょう。

このような変化は産後、多くの方に現れるものですが、気持ちが不安定であったり沈んでいたり、眠れない、食欲がないなどの症状が1か月以上続いている場合は、産後うつという心の病気かもしれません。早期発見・治療により、改善も早まります。保健センターや医療機関などに相談しましょう。



# 健康診査・教室・相談会

問 保健センター TEL 0247-26-8416

## 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査は、お子さんの健やかな発育状況を確認する、大切な機会です。育児相談や育児に関する情報提供を行っています。

- 実施場所：石川町保健センター
- 日 時：石川町ホームページ、石川町「母子保健・予防接種事業」予定表をご覧ください。

体調不良等で受診できない時は、保健センターまでご連絡ください。

健診名	内 容	お知らせ
3～4か月児健康診査	身体計測、問診、内科健診、股関節脱臼検診、離乳食・育児・予防接種についてのお話	赤ちゃん訪問時にご案内します。
1歳6か月児健康診査	身体計測、問診、内科健診、歯科検診、歯科指導、相談（発達、育児、栄養など）	約1か月前に、個別通知します。
3歳3か月児健康診査	身体計測、問診、内科健診、歯科検診、視力検査、聴力検査、尿検査、歯科指導、相談（発達、育児、栄養など）	約1か月前に、個別通知します。

# 教室・相談会等

事業名	内 容
6～7か月児教室	身体計測、発育・離乳食についての講話、離乳食の試食、育児に関する相談を実施します。
1歳児教室	身体計測、発育・栄養についての講話、歯科保健指導、育児に関する相談を実施します。
2歳児教室	身体計測、発達・栄養についての講話、歯科保健指導、育児に関する相談を実施します。
ことばの教室	ことばについて、気になることや心配のあるお子さんと保護者を対象に、言語聴覚士による講話・相談会を実施しています。 <b>要予約</b>
子どもすくすく相談会	お子さんの発達に関すること、子育て中の保護者の悩み等について臨床心理士による相談会を実施しています。 <b>要予約</b>
子育て相談会 平成31年4月～	乳幼児とその保護者を対象に、お子さんの身体計測、発達・栄養についての講話を実施したり、育児に関する心配なこと、気になることについての相談に応じます。 (文教福祉複合施設「モトガッコ」赤ちゃん広場で実施します)





予防接種はお子さん自身が免疫を作って、病気を予防するのに役立ちます。定期予防接種は、対象年齢内であれば無料で接種できますので計画的に受けましょう。

## 【受け方】

赤ちゃん訪問時に配付される「予防接種予診票」を使用して、県内医療機関で個別に受けてください。

予防接種を受ける際には、事前に医療機関に電話予約のうえお出かけください。

※対象年齢を過ぎると、接種料金全額自己負担になりますので、ご注意ください。

## 【行く前のチェック】

- お子さんの体調は良いですか
- 接種する予防接種の効果や副反応を理解していますか
- 予診票の記入を済ませましたか

## 【接種後の注意】

- 接種後30分は、接種会場でお子さんの様子を観察してください。
- 接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。
- 接種当日の激しい運動は避けましょう。

## 【予防接種費用の払い戻しについて】

石川町に住民登録している方が、県外で定期予防接種を自己負担で接種を受けた場合に、接種費用の助成があります。

詳細は保健センターへお問い合わせください。

## 【転入された方へ】

「予防接種予診票」を交付します。母子健康手帳を持参し、保健センター窓口までお越しください。



## 予防接種法に基づく定期予防接種一覧

予防接種名		対象年齢	接種回数
B型肝炎		出生直後から1歳に至るまでの間	3回
ヒブ (インフルエンザ菌b型)		生後2か月から 5歳に至るまでの間	4回 (ただし、開始月齢により回数が異なりますので、主治医にご相談ください)
小児用肺炎球菌			4回 (ただし、開始月齢により回数が異なりますので、主治医にご相談ください)
ジフテリア 百日咳 急性灰白髄炎 (ポリオ) 破傷風	1期初回	生後3か月から 7歳6か月に至るまでの間	3回
	1期追加		1回
	2期 (DT)	11歳以上13歳未満 (小学6年生)	1回
BCG (結核)		出生直後から1歳に至るまでの間 (標準的には生後5か月に達したときから生後8か月に達するまでの間)	1回
麻しん風しん 混合	1期	生後1歳から2歳に至るまでの間	1回
	2期	小学校就学前の1年間 (年長児)	1回
水痘 (水ぼうそう)		生後1歳から3歳に至るまでの間	2回
日本脳炎※1	1期初回	生後6か月から 7歳6か月に至るまでの間	2回
	1期追加		1回
	2期	9歳以上13歳未満	1回
子宮頸がん予防※2		小学6年生から 高校1年生相当までの女の子	3回

(※1) 平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、20歳未満まで接種できます。

平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの方は、9歳～13歳未満の間に無料でできます。

(※2) 現在、子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨を差し控えています。

## 任意予防接種の助成について ※平成31年4月～

一部費用助成を行っておりますので、詳細については保健センターへお問い合わせください。

予防接種名		対象年齢	助成回数
子どものインフルエンザ		1歳～中学生まで	1回
ロタウイルス	1価ワクチン	生後6週以上24週未満	2回
	5価ワクチン	生後6週以上32週未満	3回
おたふくかぜ		1歳～小学校就学前 (年長児) まで	1回



## むし歯の予防

### 子どもの歯をむし歯から守るために

#### ● 歯の成長

お母さんが妊娠7週目に入った頃から赤ちゃんの乳歯の芽がつくられます。実際に乳歯が生え始めるのは生後3か月から9か月と、個人差があります。

乳歯の健康は永久歯にも影響しますので、大人が正しい知識を持って乳歯を守りましょう。

#### ● 乳歯はむし歯になりやすい！

むし歯の原因菌は、生まれたばかりの赤ちゃんのお口の中にはいません。食事の際にお箸やスプーンを大人と共有すると、だ液に含まれたむし歯の原因菌が感染します。また、生えたばかりの乳歯は、大変やわらかく歯の質が弱いため、むし歯になりやすく、その進行もとても早いのが特徴です。

#### ● 仕上げみがきをしましょう

むし歯予防には、毎日の歯みがき習慣が大切です。小学校低学年くらいまでは、保護者の仕上げみがきが必要となるので、幼児期から上手な仕上げみがきの習慣を身につけましょう。特に、就寝前には欠かさず仕上げみがきをしましょう。



### ●正しい食生活を心がけましょう

食べる回数が多いほど、むし歯になりやすくなります。1日に3食、規則正しく食べ、だらだら食べることを控えましょう。おやつの時間と量を決め、甘いお菓子や飲み物でなく、普段の食生活で不足しがちな牛乳・乳製品や果物などにしましょう。

### ●「よくかむ」ことを教えましょう

歯が生えそろったら、かみごたえのあるものをしっかりかませるようにしましょう。あごの発達をうながし、よい発音、よい歯並び、よいかみ合わせを作ります。また、よくかむとだ液が出て、口の中を洗浄・殺菌し、初期のむし歯を修復してくれるので、むし歯も予防できます。

### ●歯科検診を受けましょう

1歳6か月を過ぎたら、かかりつけ歯科医院を決めてフッ化物塗布を受けるなど、半年に1回ほど定期的に歯科医院を受診して、健康な歯や口を保ちましょう。



## フッ素(フッ化物)について

フッ素は自然界に広く存在しているもので飲食物にも微量に含まれています。毎日の食事を通じて私たちのからだに摂取されているものであり、歯質を強化する効果が高いことから、世界各国でむし歯予防に利用されています。

### ●フッ素の効果

- ①むし歯になりにくくする (歯質強化)
- ②なり始めのむし歯を元にもどす (再石灰化の促進)
- ③むし歯菌を弱らせる (むし歯菌の活動抑制)

## ● フッ素の利用

### フッ化物配合の歯みがき粉の利用

家庭

{使用量} ・ 生え始め～2歳 (米粒大)  
・ 3歳～5歳 (あずき粒大)

### フッ化物歯面塗布事業

- \* 歯の表面にフッ化物配合ジェルを塗ります
- \* 塗布後30分間は飲食を控えましょう

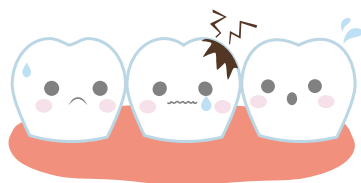
### 歯科医療機関にて個別受診

対 象：1歳6か月児から4歳未満のお子さん  
回 数：概ね6か月間隔で5回まで  
料 金：無料  
受け方：事前に電話予約をし、歯科医院で受けます  
詳しくは1歳6か月児健診時にご案内します

### フッ化物洗口事業

- \* 5mlの洗口液を口に含んで30秒間ぶくぶくうがいをします

集団 対象：町内の保育所・幼稚園に在籍するお子さん(4歳～)







# 子どもの救急

## お子さんの病気

小さなお子さんは、風邪を引いたり、熱を出したりすることがよくありますが、ことばでうまく伝えることができません。普段から、お子さんの変化を把握し、慌てずに対応しましょう。

☑ Check!



お子さんの状態をよく観察しましょう

\* 下記の観察項目に異常がある場合は、すぐに医療機関を受診しましょう。

- ぐったりしていないか
- 呼びかけに反応するか
- 機嫌がよいか
- 顔色、肌の張り、つやはよいか
- 食欲はあるか（ミルクや母乳の飲みはよいか）
- おしっこは出ているか
- 便は出ているか、色やにおいはどうか、おなかが張っていないか
- 呼吸はゼーゼーしていないか
- 鼻はつまっていないか
- けいれんしていないか





## 医療機関に持っていくもの

☑ Check!

- 健康保険証、こども医療費受給資格証、母子健康手帳
- おくすり手帳（飲んでいる薬を確認できるもの）
- 経過のメモ書き（熱の上がり下がり、便の回数など）

**\*お子さんの様子について、よく知っている人が連れて行きましょう。**

「どういった症状が、いつから、どのように経過しているのか」をメモ書きにして持っていくとスムーズです。

### 夜間、判断に迷うとき

☎ 福島県こども救急電話相談

夜間、お子さんの具合が悪くなった場合、電話相談をご利用ください。小児科医や看護師が家庭での対処法など、症状に応じたアドバイスをしてくれます。

電話番号 #8000または024-521-3790 相談時間 午後7時～翌朝8時

### 休日に急病になったとき

☎ 休日診療在宅当番医

石川郡医師会にご協力いただき、郡内の医療機関が当番医として休日（日曜日・祝日）、年末年始等に診療を行っています。詳細については、広報いしかわまたは町のホームページをご覧ください。

診療時間 午前8時30分～午後4時30分

### 知っていると便利なホームページ

- 福島県総合医療情報システム（医療機関の検索ができます）
- 子どもの救急について（福島県保健福祉部地域医療課）
- 子どもの救急ONLINE（社団法人日本小児科学会）





# お子さんに起こりやすい事故

お子さんに起こりやすい事故は、年齢によって特徴がありますが、多くの事故は保護者の注意や環境づくりによって防ぐことができます。日頃から、ご家庭に危険がないか確認し、事故予防に努めましょう。



## 起こりやすい事故と原因

- 転落・転倒……ベランダ・階段・ベッド・ソファなどからの転落
- やけど……炊飯器や加湿器の蒸気、アイロンやストーブに触る、ポットや鍋をひっくり返す
- 溺水……浴槽に落ちる、水遊び
- 誤飲・中毒・窒息……医薬品、化粧品、洗剤、コイン、たばこ、豆などの誤飲



## 誤飲してしまったら

飲んでしまったものによって、対応に違いがあります。飲んだものを把握し、すぐに医療機関を受診してください。意識がない、呼吸や脈拍に異常がある場合は直ちに救急車を呼びます。

判断に迷うときは下記の窓口へご相談ください。

- 中毒110番（一般専用電話・情報料無料）  
つくば：029-852-9999 (365日 午前9時～午後9時対応)  
大阪：072-727-2499 (365日 24時間対応)
- たばこ誤飲事故専用電話（自動音声応答による情報提供・情報料無料）  
072-726-9922 (365日 24時間対応)



# 医療機関

## ■ 石川町内医療機関一覧

石川郡医師会

※診療科目や診療時間等、詳しくは各医療機関へお問い合わせください。

診療科目

内科……………内      循環器科……………循      消化器科……………消  
 呼吸器科……………呼      整形外科……………整      小児科……………小  
 精神科……………精      皮膚科……………皮      眼科……………眼  
 神経内科……………神内      外科……………外      リハビリテーション科……………リ

医療機関名	診療科目	所在地	電話番号
石川中央医院	内 循 呼 小 皮	字新町55	0247-26-2024
大竹眼科	眼	字新町44-2	0247-26-4118
大野診療所	内 精 神内 小	字下泉171	0247-26-2615
添田医院	内 小	大字湯郷渡字米子平192	0247-26-2536
田中内科医院	内 循 消 呼 小	字立ヶ岡50	0247-26-3333
とりごえ整形外科クリニック	整 内	大字形見字尾巻184-1	0247-26-5050
ひらた中央病院附属中島医院	内 整 小 外 循 消 リ	字新町46-1	0247-26-3415
やまもと内科クリニック	内 小 皮	大字双里字白坂下75-3	0247-26-8311

## ■ 石川郡内医療機関一覧

石川郡医師会

※診療科目や診療時間等、詳しくは各医療機関へお問い合わせください。

医療機関名	所在地	電話番号
味原医院	玉川村大字川辺字和尚平279	0247-57-2054
あつうみ内科医院	玉川村大字小高字中畷18-1	0247-37-1544
角田内科医院	浅川町大字東大畑字新町10-1	0247-36-2067

医療機関名	所在地	電話番号
ひらた中央病院	平田村大字上蓬田字清水内4	0247-55-3333
ひらた中央クリニック	平田村大字上蓬田字大隅30	0247-25-1414
ふるどのクリニック	古殿町大字松川字林14-1	0247-32-1114

## ■ 近隣の小児科医療機関

須賀川医師会・白河医師会

※診療科目や診療時間等、詳しくは各医療機関へお問い合わせください。

医療機関名	所在地	電話番号
公立岩瀬病院	須賀川市北町20	0248-75-3111
国立病院機構福島病院	須賀川市芦田塚13	0248-75-2131
あすなろこどもクリニック	須賀川市西山寺町228	0248-63-2711
こんの小児科	須賀川市中宿202	0248-76-5010
には小児科	鏡石町鏡沼214	0248-92-3335
白河厚生総合病院	白河市豊地上弥次郎2-1	0248-22-2211
関医院	白河市横町125	0248-23-3003
ねもとキッズクリニック	白河市立石山11-4	0248-21-5623
みうら小児クリニック	白河市白坂石阿弥陀17-1	0248-28-1001
わたなべ子どもクリニック	白河市老久保16-4	0248-21-2166
樋口小児クリニック	矢吹町大久保393	0248-42-2040

## ■ 石川町内歯科医療機関

東石歯科医師会

※診療科目や診療時間等、詳しくは各医療機関へお問い合わせください。

医療機関名	所在地	電話番号
青柳歯科医院	字下泉169	0247-26-2002
近内歯科医院	字南町59-2	0247-26-1577
三瓶歯科医院	字屋敷入65-1	0247-26-7011
鈴木歯科医院	字南町91	0247-26-2346
中島歯科医院	字鹿ノ坂25	0247-26-2769
橋本歯科医院	字南町58-1	0247-57-6874
福田歯科医院	大字湯郷渡字米子平195-1	0247-26-3343



# お父さん・お母さんの健康管理

問 保健センター TEL 0247-26-8416

## 健(検)診及び相談会

「仕事や子育てで忙しく、自分の健康管理は後回し…」というお父さん、お母さんも多いかもしれません。自分自身、そしてご家族のために、生活習慣について振り返り、定期的に健(検)診を受けましょう。

### ■ 町で実施する健(検)診一覧

※毎年度、意向調査を実施します。各地区担当の保健協力員が訪問、または郵送にて行いますので、ご協力ください。

※意向調査にて、健(検)診を希望された方に詳細を通知します。

※時期や内容等変更となる場合があります。

時 期	健診名	対象年齢	内 容
総合健診 10月	特定健康診査	40歳～74歳まで の方で国民健康 保険加入者	尿検査、身長体重、腹囲測定、血圧測定、診察、血液検査(血糖、脂質、肝機能、腎機能、尿酸等)、心電図・眼底検査
	結核・肺がん検診	40歳以上の方	胸部レントゲン検査
	高齢者健康診査	75歳以上の後期 高齢者医療保険 加入者	尿検査、身長体重、血圧測定、診察、血液検査、心電図・眼底検査
	胃がん検診	40歳以上の方	バリウム検査
	大腸がん検診		便潜血検査(2日間採便)
	肺がん検診 (喀痰検査)		タバコを吸っている方で 喫煙年数×1日の本数=600以上の方
	前立腺がん検査	50歳以上の男性	特定健康診査時の血液検査

時 期	健診名	対象年齢	内 容
総合健診 10月	C型肝炎	40歳以上の方	特定健康診査時の血液検査過去に肝炎検査を受けたことがない方
	県民健康診査	19歳から 39歳の方	尿検査、身長体重、肥満度検査、血圧測定、血液検査
	尿中塩分測定	尿検査のある 健診を受ける方	年齢・身長・体重・尿検査から推定摂取食塩量を把握することができます
施設検診 (指定医療機関)	胃内視鏡検査	50～80歳までの 偶数年齢の方	胃カメラ検査
集団検診	子宮がん検診 (頸部がん)	20歳以上の女性 で偶数年齢の方	細胞診 (子宮頸部の細胞をこすり取ります) ※2年に1回の検診になります
施設検診 (指定医療機関)	骨粗鬆症検診 (集団検診のみ)		子宮がん集団検診時、希望者に実施します。踵骨(かかとの骨)に超音波をあてて、骨密度を測定します
集団検診 施設検診 (指定医療機関)	乳がん検診 (マンモグラフィ)	40歳以上の女性 で偶数年齢の方	マンモグラフィ検査 (乳房のレントゲン検査) ※2年に1回の検診になります

## こころの健康相談会

こころの病気、アルコールの問題、ひきこもりや不登校、認知症などでお悩みのご本人やご家族の方を対象に、精神科医師による相談会を実施しています。相談は無料で、秘密は厳守します。ひとりで悩まず、ぜひご相談ください。

※日程等についてはお問い合わせください。





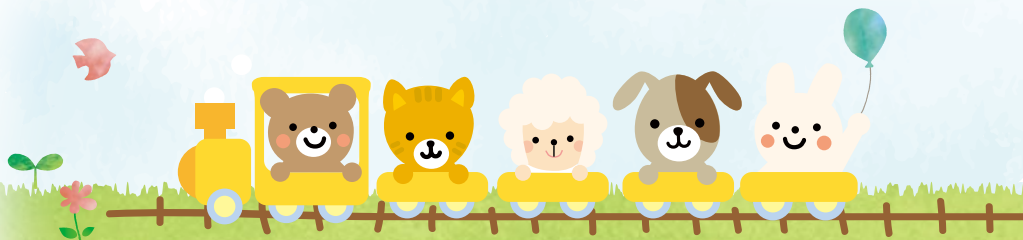
# 保育所(園)・幼稚園・児童館

問 保健福祉課児童福祉係 TEL0247-26-0811

## ♡ 認可保育施設及び児童館

### ■ 施設一覧

区分	施設名	所在地	電話	定員	対象年齢
認可保育所 (町立)	第一保育所	字古館143-1	0247-26-2320	120名	満1歳～
認可保育所 (町立)	第二保育所	字松木下62-1	0247-26-1387	90名	生後6か月～
認可保育所 (町立)	野木沢 保育所	大字曲木字燈籠場7	0247-26-1622	45名	満3歳～
認定こども園 (私立)	クローバー 保育園	字当町67-2	0247-26-2061	60名 (2・3号認定)	生後6か月～
	石川文化 幼稚園			80名 (1号認定)	満3歳～
児童館	沢田児童館	大字沢井字上ノ原32	0247-26-0697	—	満3歳～
小規模保育 施設(民間)	やどかり 保育園	大字形見字尾巻188-1	0247-26-2606	14名	生後6か月～





## ■ 保育時間

施設名	保育時間（月～金曜日）	保育時間（土曜日）	延長保育時間
第一保育所	午前7時15分～ 午後6時15分	午前7時15分～ 午後6時15分	午後6時15分～ 午後6時45分
第二保育所	午前7時15分～ 午後6時15分	午前7時15分～ 午後6時15分	午後6時15分～ 午後6時45分
野木沢保育所	午前8時00分～ 午後5時45分	午前8時00分～正午	
認定こども園 クローバー保育園・ 石川文化幼稚園	午前7時00分～ 午後6時00分	午前8時00分～ 午後5時00分	午後6時00分～ 午後6時30分
沢田児童館	午前8時00分～ 午後4時00分	午前8時00分～正午	
やどかり保育園	午前7時30分～ 午後6時30分	午前7時30分～ 午後1時	

※変更となる場合があります。延長保育は料金が別途かかります。

## 保育料

保育料・児童館使用料は町の徴収条例・規則により決定します。





## 認可保育施設及び児童館を利用する場合

- 1 認可保育施設等への利用申込みの前に、保育の認定を行います。認定は、保護者等の就労状況により家庭で保育できない児童について認定します。
- 2 認定を受けた児童の保護者は、保育施設等に利用の申込みをします。なお、保護者が求職中の場合でも申込みできますが、原則90日を限度に利用の申込みができます。

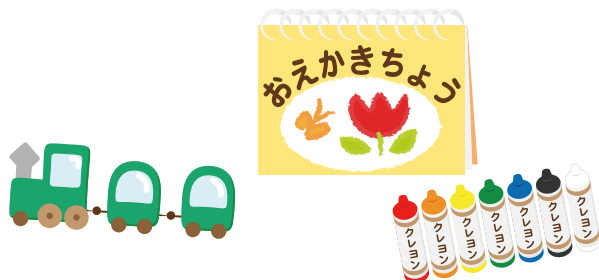
区分	年齢	利用先
1号認定	満3歳以上	幼稚園、認定こども園等での幼児教育を希望の場合
2号認定		保育の必要性があり、保育所や小規模保育施設等での保育を希望の場合
3号認定	満3歳未満	



## 申込み方法

毎年度11月頃に次年度、利用を希望する方の申込み受付を開始します。日程等は、広報いしかわ等でお知らせしますので、利用を希望される保護者の方はお申込みください。利用申込みが定員を大幅に超える場合には、希望する施設を利用できない場合があります。

※詳細については、保健福祉課児童福祉係又は各施設にお問合わせください。



# 石川町保育料等の軽減事業

町内に住む満3歳以上児の利用者負担（保育料）を原則無料化し、保護者の経済的負担を軽減します。

ただし、教材費や延長保育料については有料となります。

また、年度の初日以降に満3歳を迎えた児童については、当該年度中は軽減の対象となりません。

## 保育料

- 1号認定（幼稚園・認定こども園） 0円
- 2号認定（保育所・認定こども園等） 4,500円  
(給食費相当分を超える保育料を軽減)
- 沢田児童館 0円

## 対象となる要件

- 1 児童及び児童保護者の住所が石川町内にあり、現に日常生活の実態があること
- 2 児童が当該年度初日の前日までに満3歳を迎えること
- 3 児童保護者が、保育料、児童クラブ利用料、町税等に滞納がないこと
- 4 児童が『所在地の市町村から「特定教育・保育施設」として確認を受けた施設または公立の保育所（園）・幼稚園』を利用していること

※要件を満たしていない場合は、軽減の対象となりませんので、通常の保育料を負担していただくことになります。



# 小学校・中学校

問 教育課学校教育係 TEL0247-26-9135

## 小学校・中学校



### 入学の手続き

#### ●小学校

来春、町立小学校に入学予定の児童を対象に、9月に「就学時健康診断の実施通知」を保育所等を通じて保護者へ通知し、10月に就学時健康診断を行います。また、10月中旬頃に、入学する小学校を指定した「入学通知書」をご自宅に郵送します。

#### ●中学校

12月下旬頃に、入学する中学校を指定した「入学通知書」をご自宅に郵送します。



### 転学の手続き

転出先の住所及び最終登校日を在籍する学校へ連絡し、学校から「在学証明書」と「転学児童（生徒）教科用図書給与証明書」の発行を受ける必要があります。

#### ●石川町へ転入する場合

転入（住所変更）の手続き後、転出校から受け取った「在学証明書」と「転学児童（生徒）教科用図書給与証明書」を指定された転入校へ提出してください。後日、教育委員会より「入学通知書」をご自宅に郵送します。

## ●石川町から転出する場合

転出（住所変更）の手続き後、新たな住所地の市町村で転入の手続きを行い、転出校から受け取った「在学証明書」と「転学児童（生徒）教科用図書給与証明書」を転入校へ提出してください。

## ●石川町内で転学の場合

転居（住所変更）の手続き後、転出校から受け取った「在学証明書」と「転学児童（生徒）教科用図書給与証明書」を転入校へ提出してください。



## 給食費補助事業（小中学校）

子育て世代の支援を目的として、石川町に住所を有する町立小中学校児童生徒の保護者に対して、給食費負担分の2分の1（半年分）を補助します。（※補助にはいくつかの条件があります。）



## 通学支援

遠距離から町立小中学校に通う児童生徒の通学手段を確保するため、バスの運行等により通学援助を実施しています。（※通学援助にはいくつかの条件があります。）



## 就学援助費について

町立小中学校に在学する子どもがいる家庭で、経済的な理由により就学に必要な経費の負担が困難な保護者に、子どもが安心して就学できるよう学校に必要な学用品費等の一部を助成します。

## ■ 小学校・中学校一覧

	学校名	住 所	電話番号
町立	石川小学校	大字双里字川向2-1	0247-26-3335
	野木沢小学校	大字曲木字燈籠場5	0247-26-1624
	沢田小学校	大字沢井字上ノ原75	0247-26-2257
	石川中学校	大字双里字川向165	0247-26-2315
県立	石川支援学校	字猫啼360-3	0247-26-5544
私立	学校法人石川義塾中学校	字大室502	0247-26-5151

## 放課後児童クラブ

☎ 保健福祉課児童福祉係  
TEL 0247-26-0811

保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生の児童を放課後に預かり、遊びを主とした健全育成活動を行う「石川児童クラブ」を開設しています。

### ● 開設時間

1. 平日（祝祭日を除く）  
放課後～午後6時まで（最大延長午後6時45分まで）
2. 土曜日  
午前7時45分～午後6時まで（最大延長午後6時45分まで）
3. 夏休み・冬休み等  
午前7時45分～午後6時まで（最大延長午後6時45分まで）

※学校運営の都合により、時間が変更となる場合があります。

※災害やインフルエンザ等により、学校が臨時休校となった場合には、児童クラブもお休みとなります。

※学校給食がない日の利用は、お弁当を持参ください。

※利用後は、保護者のお迎えにより帰宅することとなります。

- **開設場所** 文教福祉複合施設「モトガッコ」（平成31年4月以降）
- **対象児童** 小学校1年生～小学校6年生
- **登録料** 年間1,800円
- **利用料金** 月額1人3,000円（2人目以降1,500円）  
※行事等のおやつ代として月額500円を別途集金します。
- **延長料金** 利用希望者がいる場合、午後6時～午後6時45分まで時間延長できます。利用料金は下記のとおりです。  
午後6時～午後6時45分まで 200円（日額）  
※上記は平成31年4月時点のものであり、変更となる場合があります。

## 放課後子ども教室

問 教育課生涯学習係  
TEL 0247-26-2566

小学校の放課後における安心で安全な子どもの居場所として、地域の方々と様々な活動を実施しています。

- **実施場所** 野木沢小学校、沢田小学校





# 障がいや発達に心配のある お子さんへの支援

## ♡ お子さんの発達に心配があるとき



### こんな心配はありませんか？

- なかなか歩かない
- ことばが遅い、発音が気になる
- 落ち着きがない
- かんしゃくがひどい
- 不器用
- お友達とうまく遊べない

このような様子が見られ、子育てに不安や困りごとがあるときは、一人で悩まず、早めに相談しましょう。お子さんの成長や発達には、ひとりひとり個性があります。その個性を理解し、お子さんに合った成長や発達を促すための方法を一緒に考えていきましょう。



### 主な相談先

- 保健センター  
(子育て全般に関する相談、乳幼児健診、教室、相談会) → P16~17参照
- 保育所、幼稚園、学校の先生
- 医療機関 (かかりつけの小児科、専門医療機関)
- 福島県発達障がい者支援センター (郡山市) **TEL024-951-0352**  
(相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発)
- 県中圏域相談支援アドバイザー (障がい者の支援全般)  
社会福祉法人 桜が丘学園 **TEL0247-26-2003**



# ♥ 障がいのあるお子さんへの支援

## 🐦 手帳

問 保健福祉課社会福祉係 TEL0247-26-9123

障がいのある方に障がいの種別により、交付されます。各種の援護や福祉制度・サービスを受けることができます。

身体障害者手帳	身体に障がいがある方
療育手帳	知的障がいがある方
精神障害者保健福祉手帳	精神障がいがある方

## 🐦 手当・年金

### ● 特別児童扶養手当

問 保健福祉課社会福祉係 TEL 0247-26-9123

身体や精神に中度または重度の障がいがある20歳未満のお子さんを養育している父母、もしくは父母に代わってお子さんを療育している方に支払われます。

※所得制限、障がいの程度に基準があります。施設に入所している場合や公的年金を受給している場合は該当しません。

### ● 障害児福祉手当

問 保健福祉課社会福祉係 TEL 0247-26-9123

身体や精神に重度の障がいがある20歳未満のお子さんで、日常生活において常時の介護を必要とする方に支払われます。

※所得制限、障がいの程度に基準があります。施設に入所している場合や公的年金を受給している場合は該当しません。

### ● 心身障害者扶養共済制度

問 保健福祉課社会福祉係 TEL 0247-26-9123

心身障がい者の保護者が、万一のとき（死亡又は加入後の疾病・災害による重度障がい）、後に残された心身障がい者に終身一定の年金額が支給される制度です。

## 医療

### ● 重度心身障がい者医療費の助成

☎ 町民生活課国保年金係 TEL 0247-26-9121

重度心身障がい者の医療費の自己負担分を助成します。所得制限があるほか、入院時の食事療養費や生活療養費は対象となりません。

※18歳に達する日以降の最初の3月31日までは、こども医療費の対象となります。

### ● 自立支援医療（育成医療）

☎ 保健福祉課社会福祉係 TEL 0247-26-9123

18歳未満で身体に障がいや病気があり、手術等の治療で障がいの改善が期待できるお子さんに対して、医療費の一部を助成する制度です。市町村民税額に応じて自己負担限度額が決定します。

### ● 小児慢性特定疾病対策事業

☎ 県中保健福祉事務所 TEL 0248-75-7810

小児慢性特定疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする18歳未満のお子さん（18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には20歳未満の者も含む。）の治療に係る医療費の自己負担分を一部助成します。

## 補装具・日常生活用具等

☎ 保健福祉課社会福祉係 TEL 0247-26-9123

### ● 補装具の交付・修理

身体上の障がいを補うために補装具の購入費・修理費の支給を行います。補装具は手帳の障がいの種類及び程度に応じて給付されます。

### ● 日常生活用具の給付・貸与

重度障がいのお子さんの日常生活が容易になるよう、障がいの種類及び程度に応じて日常生活用具の給付または貸与を行います。

### ● 難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費等の一部を助成します。

## ● 自立支援給付

☎ 保健福祉課社会福祉係 TEL 0247-26-9123

心身に障がいがあるお子さんや発達に心配のあるお子さんを対象に在宅で訪問を受けたり施設に通ったりして支援を行います。18歳未満が利用できるサービスは、主に、以下の2つのサービスがあります。

種 類	内 容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けや、部屋の掃除、洗濯などを行います。
短期入所	自宅で介護をしている家族などが病気になったときや、体や心の休息が必要になったときなどに、障がいのある人に短い期間施設に宿泊してもらい、食事や入浴などの支援をします。

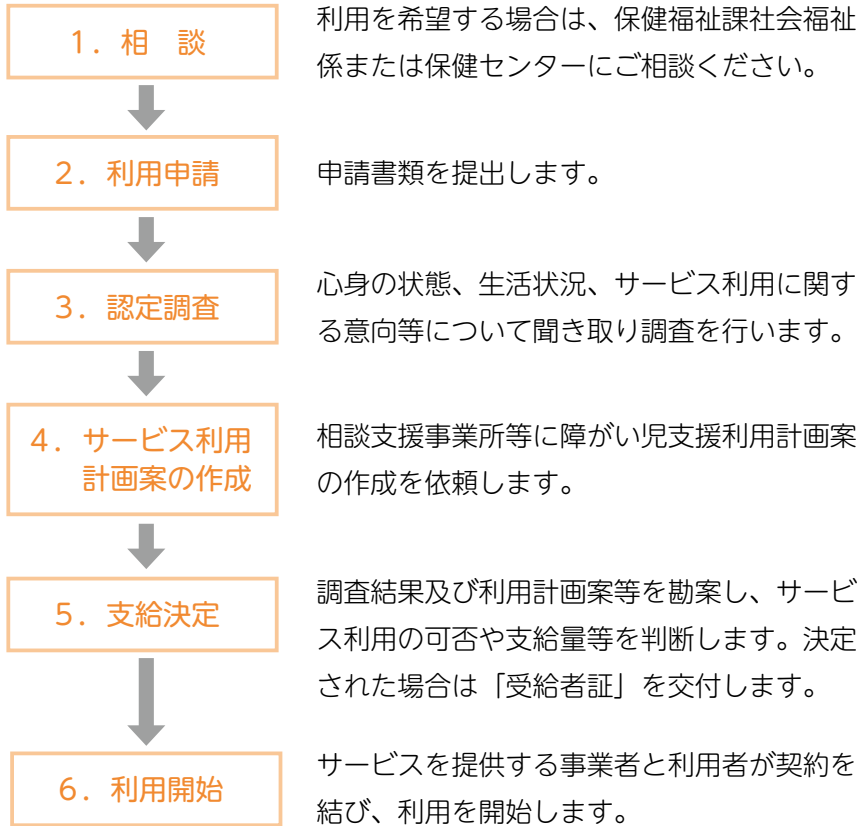
## ● 障がい児通所支援

☎ 保健福祉課社会福祉係 TEL 0247-26-9123

心身に障がいがあるお子さんや発達に心配のあるお子さんを対象に通所による療育や訓練等の支援を行います。以下の5つのサービスがあります。

種 類	内 容
児童発達支援	未就学の障がい児やその家族に対して支援を行い、日常生活動作の指導等の療育を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出をすることが困難な重度の障がい児を対象とした、居宅を訪問して基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に授業の終了後、又は夏休み等の休日に、生活能力の向上のための訓練等の療育を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

## サービス利用の流れ



## その他

### ● 石川町サポートファイル「すくすく」 問 保健センター TEL 0247-26-8416

サポートファイル「すくすく」は、保護者自身がお子さんの状況を記録し、必要に応じて関係機関に提示することによって、共通理解が深まり、成長過程に応じた一貫した支援を受けられるようにするために作成するファイルです。

作成を希望される方は保健センターまでお問い合わせください。



# ひとり親家庭への支援



## ひとり親家庭への支援



### 児童扶養手当

問 保健福祉課社会福祉係 TEL0247-26-9123

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるために、手当が給付されます。

#### ●対象者

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童（心身に一定の障がいがあるときは20歳未満の児童）を監護している母、監護しかつ生計を同じくする父、又は父母にかわって養育している方。

※所得制限があります。

※申請に必要な書類等についてはお問い合わせください。



### ひとり親家庭医療費助成

問 町民生活課国保年金係 TEL0247-26-9121

ひとり親家庭の方の保険診療分の医療費の助成をしています。受給資格登録の手続きが必要となります。

#### ●対象者

ひとり親家庭の親（父または母）と18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童。

※所得制限があります。

※助成を受けるには、医療機関で自己負担分を支払った後、町へ申請が必要です。



## 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

問 福島県中保健福祉事務所 TEL0248-75-7809  
石川福祉相談コーナー TEL0247-26-2123

経済的な自立や児童の修学などに必要な資金の貸付を行います。貸付の種類には、修学資金、生活資金、修学支度支援金など12種類があります。



## 自立支援教育訓練給付金事業

問 福島県児童家庭課 TEL024-521-7176

ひとり親家庭の父母が、就職のために指定教育訓練講座を受講し、修了した場合に受講費用の一部を助成します。

※受講開始前の相談が必要です。



## 高等職業訓練促進給付金等事業

問 福島県児童家庭課 TEL024-521-7176

ひとり親家庭の父母が、対象の資格取得をする際、養成機関における修業期間中に給付金を支給します。

**対象資格** 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等



## 高等職業訓練促進資金貸付事業

問 福島県児童家庭課 Tel.024-521-7176

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格取得を目指すひとり親に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を行います。福島県社会福祉協議会が申請書類を審査し、貸付を決定します。



## 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

問 福島県児童家庭課 Tel.024-521-7176

ひとり親家庭の親及び子が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、講座を修了した時及び試験に合格したときに、受講費用の一部を支給します。

※事前相談が必要です。



## ふくしまシングルママ&パパ ハンドガイド

問 福島県児童家庭課 Tel.024-521-7176

ひとり親家庭の方が利用できる情報が掲載されたリーフレットです。詳しくは、福島県児童家庭課のホームページをご覧ください。



# おじいちゃん・おばあちゃんの孫育て

核家族や共働きの家庭の増加等により、祖父母世代からのサポートは大変心強いものです。「孫育て」には、それぞれの世代に良いことがたくさんあります。



## 孫育てのメリット



**【孫】** 情緒が安定する、自己肯定感が育まれる、多角的に考えることができる



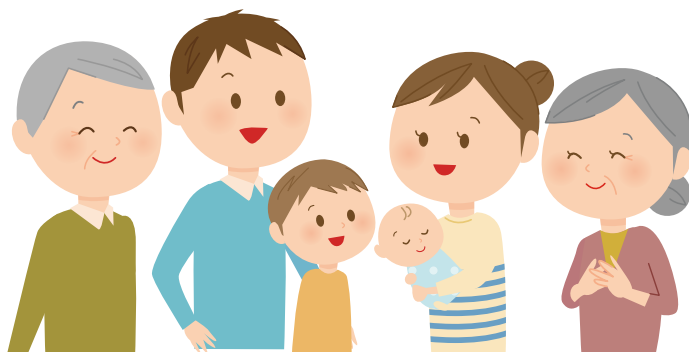
**【父母】** 子育て負担の軽減、子どもへの好影響、子育てと仕事の両立、良い親子関係



**【祖父母】** 老化防止、地域住民とのつながりができる、セカンドライフの充実



**【家族全体】** お互いに支え合うことのできる良い関係を築くことができる







## 孫育てのポイント

- 父母世代がどんな子育てをしたいのか、どんなサポートをしてほしいのか、事前に話しておきましょう。
- 妊娠・出産・子育て中の母親は心身ともに不安定になりがちです。話を聴いて、できるだけ寄り添ってあげましょう。
- 祖父母世代が子育てをしていた時に比べ、育児方法が変化していることもあり、子育てに関する意識の違いや疑問が生じることもあるかもしれません。お互いに情報交換しながら、よりよい子育て、孫育てを目指しましょう。
- お孫さんと一緒に遊びましょう。遊びを通してのふれあいが、お孫さんの健やかな成長につながります。
- お孫さんを預かるときには、子どもの目線に立って、危険な場所がないか確認し、安全に配慮することが必要です。
- 自分の生活も大切にしましょう。孫育ては、体調と相談しながら、無理なく行うことが大切です。



## 気になる子育ての昔と今

- 抱っこ  
昔は「抱き癖がつく」といわれていましたが、大事なスキンシップであり、お子さんの心の成長に必要ですので、たくさん抱っこしましょう。
- うつぶせ寝  
乳幼児突然死症候群 (SIDS) の予防として、現在は厚生労働省より「1歳になるまでは、寝かせるときはあお向けに寝かせましょう」と推奨されています。
- 授乳方法  
母乳、ミルク、混合とさまざまな方法があります。お母さんとお子さんにあった方法を親自身が選び、周囲はサポートしましょう。

## ●授乳の終わり

昔は「1歳までに断乳の完了」と母子健康手帳に記載されていました。現在は、母乳の場合、自然と離れるまで授乳して問題ないとされ、「卒乳」と表現しています。

## ●離乳食

昔は生後3～4か月頃から果汁を飲ませましたが、現在は生後5～6か月頃からつぶしがゆから始めるのが適当です。お子さんのペースに合わせて少しずつ進めるのがよいでしょう。

## ●むし歯予防

生まれたばかりの赤ちゃんの口の中にはむし歯菌がおらず、大人から感染することがわかってきました。スプーンや箸は大人と共有せず、お子さん専用のものを準備しましょう。

## ●おやつ

子どものおやつは、3回の食事だけではとれない栄養を補うためのものです。3回の食事を規則的にして、量と時間を決めてあげましょう。

また、甘いおやつをダラダラと食べるとむし歯や肥満の原因になります。乳歯のむし歯は永久歯の歯並びにまで影響し、肥満による子どもの生活習慣病も増えています。ジュース等の甘い飲み物もむし歯になりやすいので、普段の水分補給には麦茶等の甘くない飲み物がおすすめで

## 石川町子育てガイドブック すくサポ

発行日 平成31年3月

発行 石川町

編集 保健福祉課

〒963-7863 福島県石川郡石川町字渡里沢37-5  
TEL : 0247-26-8416 FAX : 0247-26-8410

